

京都市文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第138号

京都市文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市文化財保護事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか、文化財保護事業を行うものに対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第3条を次のように改める。

(交付の目的)

第3条 補助金は、文化財を保護し、市民の文化及び地域の文化の向上及び発展に資することを目的として交付する。

第5条を削る。

第4条本文中「文化財保護事業」を「補助事業」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、文化財保護事業で市長が適当と

認めるもの（以下「補助事業」という。）とする。

- 2 補助金の交付の対象者は、補助事業を行う個人及び法人その他の団体とする。

第6条から第8条までを次のように改める。

（交付の申請）

第6条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助事業に着手しようとする日の14日前の日とする。

- 2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、文化財保護事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。

- 3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他別に定める書類

（申請事項の変更等の承認）

第7条 条例第12条第1項の規定による通知を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、文化財保護事業変更・中止承認申請書（第2号様式）に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第8条 条例第18条第1項に規定する報告書は、文化財保護事業実績報告書（第3号様式）とする。

- 2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるもの

とする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書その他の補助事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類
- (3) その他別に定める書類

第9条を削る。

第10条第1項を次のように改める。

市長は、条例第21条第2項の規定に基づき、補助事業の完了前に、補助金の交付予定額の全部又は一部について概算払をすることがある。

第10条第2項中「の規定による補助金」を削り、「(第3号様式)を」を「(第4号様式)に別に定める書類を添えて、」に改め、同条を第9条とする。

第11条及び第12条を削り、第13条を第10条とする。

第1号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「京都市文化財保護事業補助金交付規則第5条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改める。

第3号様式中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、「代表者名」の右に「。記名押印又は署名」を加え、「京都市文化財保護事業補助金交付規則第10条第2項」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項」に改め、同様式を第4号様式とする。

第2号様式中「文化財保護事業完了届」を「文化財保護事業実績報告書」に、「届出者」を「報告者」に、「京都市文化財保護事業補助金交付規則第8条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項」に、「が完

了したので届け出ます」を「の実績を報告します」に改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式の次に次の1様式を加える。

第2号様式（第7条関係）

文化財保護事業 変更承認申請書
中止

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（団体にあつては、その名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 ー

京都市文化財保護事業補助金交付規則第7条の規定により <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 の承認を申請します。	
補助の対象となる事業の名称	
補助金交付決定通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更の理由及び内容又は中止の理由	

注 該当する□には、✓印を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市文化財保護事業補助金交付規則第6条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)